

広島県告示第六百五十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条及び第一百八十条の規定によつて、男子自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）及び女子自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）の募集について、次のとおり告示する。

平成二十年七月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 試験期日

男子 平成二十年九月二十八日（日）（筆記試験・適性検査）

平成二十年九月三十日（火）から平成二十年十月五日（日）の間の一日（口述試験・身体検査）

女子 平成二十年九月二十八日（日）（筆記試験・適性検査）

平成二十年九月二十九日（月）（口述試験・身体検査）

二 試験場所

広島合同庁舎外県内五会場（筆記試験・適性検査）

陸上自衛隊海田市駐屯地（口述試験・身体検査）

三 試験内容

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

四 採用予定数

二等陸士、二等海士及び二等空士合わせて百名程度

五 応募受付期間

男子 平成二十年八月一日（金）から平成二十年九月十七日（水）まで

女子 平成二十年八月一日（金）から平成二十年九月十日（水）まで

六 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

1 平成二十一年三月一日現在において満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者であること。

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

七 合格発表日

平成二十年十一月十四日（金）

八 その他

詳細は、自衛隊広島地方協力本部、自衛隊広島地方協力本部の各地域事務所に問い合わせること。